

中小企業・小規模事業者の皆さまの資金調達にあたって、金融機関が認定経営革新等支援機関※と連携して事業計画の策定支援や継続的な経営支援を行い、経営力の強化を図ることを目的とした保証制度です。

※中小企業等経営強化法(平成11年法律第18号)第31条第2項の認定経営革新等支援機関をいう。

対象となる方	金融機関および認定経営革新等支援機関の支援を受けつつ、自ら事業計画の策定ならびに計画の実行および金融機関への進捗報告を行う方																																
資金使途	事業計画の実施に必要な資金 (注1)一般保証およびセーフティネット保証(経営安定関連保証、以下同じ)5号に限ります (注2)セーフティネット保証5号は経営の安定に必要な資金とし、所定の新型コロナウイルス感染症関連保証にかかる既往借入金の借り換えを含む場合に限り利用できます(詳細は各事務所・支所までお問い合わせください)																																
保証限度額	2億8,000万円(組合の場合4億8,000万円) (注)一般の普通保険(2億円(組合4億円))ならびに無担保保険(8,000万円)、および別枠(セーフティネット保証)の普通保険(2億円(組合4億円))ならびに無担保保険(8,000万円)の各範囲内とし、合算で2億8,000万円とします。																																
保証期間	一括返済の場合:1年以内 分割返済の場合:運転資金5年以内、設備資金7年以内(うち据置期間1年以内) (注)本制度によって保証付の既往借入金を借り換える場合は10年以内(うち据置期間1年以内)とします。																																
貸付形式	証書貸付または手形貸付																																
返済方法	一括返済または分割返済																																
貸付利率	金融機関所定利率																																
担保	必要に応じて提供していただきます。																																
連帯保証人	必要となる場合があります。ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要です。																																
保証料率	●一般保証については、経営状況に応じて決定(下表参照) <table><tr><th colspan="2">保証料率区分</th><th>①</th><th>②</th><th>③</th><th>④</th><th>⑤</th><th>⑥</th><th>⑦</th><th>⑧</th><th>⑨</th></tr><tr><td rowspan="2">責任共有 保証料率</td><td>貸借対照表あり</td><td>1.75%</td><td>1.55%</td><td>1.35%</td><td>1.15%</td><td>1.00%</td><td>0.80%</td><td>0.60%</td><td>0.45%</td><td>0.45%</td></tr><tr><td>貸借対照表なし</td><td colspan="9">1.15%</td></tr></table> (注1) 会計処理に関する割引および有担保割引の適用が可能です。詳細はP4をご参照ください。 ●セーフティネット保証5号については、年0.80% (注2) 会計処理に関する割引の適用が可能です。詳細はP4をご参照ください。	保証料率区分		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	責任共有 保証料率	貸借対照表あり	1.75%	1.55%	1.35%	1.15%	1.00%	0.80%	0.60%	0.45%	0.45%	貸借対照表なし	1.15%								
保証料率区分		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨																							
責任共有 保証料率	貸借対照表あり	1.75%	1.55%	1.35%	1.15%	1.00%	0.80%	0.60%	0.45%	0.45%																							
	貸借対照表なし	1.15%																															
保証割合	責任共有制度対象																																
必要書類	所定の申込書類のほか、以下の書類の添付が必要です。 ①「経営力強化保証」申込人資格要件等届出書 ②事業行動計画書(申込人が策定したもの) ③セーフティネット保証5号については、市町長の認定書																																
その他 注意事項	取扱金融機関は、原則として計画を策定した日の属する事業年度から5事業年度にわたり四半期ごとにモニタリングを行った上で、年1回中小企業者等の事業年度ごとに計画の実行状況・財務状況・金融機関、認定経営革新等支援機関の経営支援状況等を電子データで当協会に提出していただきます。																																

※上記は制度の概要であり、詳細につきましては各事務所・支所までお問い合わせください(お問い合わせ先は裏表紙をご覧ください)。